

平成23年3月15日

東京ガス株式会社

平成23年「東北地方太平洋沖地震」による被災者に対するガス料金その他の特別措置について

平成23年3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」により、当社供給区域の一部のお客さま（茨城県日立市）に相当の影響を与え、この地区に対して災害救助法が適用されました。つきましては、被災されたお客さまに対し、ガス料金その他について特別措置を講ずるために、本日、経済産業大臣に「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

災害救助法適用地域（茨城県日立市）において被災されたお客さま。

2. 特別措置の内容

- (1) 被災によりガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成23年5月31日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。
- (2) 被災されたお客さまの平成23年2月（支払期限日が3月11日以降となるもの）、3月及び4月検針分の各ガス料金の支払い期限をそれぞれ1ヵ月間延長いたします。  
(注) 支払期限：検針日の翌日から30日目（支払期限）。ガス料金のお支払いが、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払い期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- (3) 被災日（平成23年3月11日）の属する翌料金算定期間から6ヵ月間において、被災されたお客さまからお申し出のあった場合に、ガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を申し受けいたしません。